## 環境局環境対策部不利益処分検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境局環境対策部が所管又は運用する環境関連の法律及び条例に基づく不利益処分を行うに際し、行政手続法(平成5年法律第88号)及び川崎市行政手続条例(平成7年条例第37号)の規定(行政運営における公正の確保と透明性)により、不利益処分の基準及び手続を公正かつ適正に行うために、環境局環境対策部不利益処分検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げるところについて調査審議するものとする。
  - (1) 別表に掲げる法令に係る不利益処分
  - (2) その他委員長が必要と認める事項
- 2 委員会は、次の各号に掲げる場合は、その開催を省略することができる。
  - (1) 行政手続法第13条第2項が適用される場合
  - (2) 川崎市行政手続条例第13条第2項が適用される場合
  - (3) 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)第3条第3項に基づく通知 をする場合
  - (4) 土壌汚染対策法第3条第8項に基づく調査命令を発出する場合
  - (5) 川崎市環境局不利益処分検討委員会において調査審議する場合

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。
  - (1) 環境局環境対策部長
  - (2) 環境局環境対策部地域環境共創課長
  - (3) 環境局環境対策部地域環境共創課担当課長(化学物質·連携推進)
  - (4) 環境局環境対策部環境評価課長
  - (5) 環境局環境対策部環境対策推進課長
  - (6) 環境局環境対策部環境保全課長
- 2 委員会に委員長を置き、環境対策部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を 聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境局環境対策部地域環境共創課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

工業用水法 (昭和31年法律第146号)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)

振動規制法(昭和51年法律第64号)

環境影響評価法(平成9年法律第81号)

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)

神奈川県生活環境の保全に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)